

岡事指第415号
令和8年6月1日

指定地域密着型サービス事業者 各位

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

令和8年度岡山市認知症対応型サービス事業管理者等養成研修の実施について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきまして、本年度も岡山県との共催により、下記のとおり実施することとなりました。

つきましては、貴事業所で受講対象者がおられる場合は、漏れなくお申し込みをいただきますようお願いいたします。なお、定員を超える申込みがあった場合は、受講できないことがありますので、予めご了承ください。（受講者の決定は、7月下旬の予定です。）

記

1 実施予定の研修

別紙「令和8年度認知症対応型サービス事業管理者等養成研修の予定」のとおり

2 提出方法 郵送又は持参

3 提出書類

(1) 認知症対応型サービス事業開設者研修

- ・受講推薦書（様式2）

(2) 認知症対応型サービス事業管理者研修

- ・受講推薦書（様式1）
- ・旧基礎課程又は実践者研修修了証書の写し

(3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

- ・受講推薦書（様式1）
- ・旧基礎課程又は実践者研修修了証書の写し

※上記提出書類の各様式については、岡山市事業者指導課のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000082391.html>

4 提出期限 令和8年6月30日（火）必着

裏面に続く

5 提出先及び問い合わせ先

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課 通所事業者係
TEL：(086) 212-1013 / FAX：(086) 221-3010

6 留意事項

(1) 受講者の募集等について

令和8年度も前年度までと同様に、年間スケジュールに基づき、受講者の一括募集を行います。なお、受講決定後の受講辞退、受講者変更がある場合は、早急に岡山市事業者指導課まで連絡願います。

(2) 平成16年度までに旧基礎課程を修了した方の取扱い

平成18年度以降、管理者の変更をする場合は、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了する必要があります。管理者の変更を予定している場合は、必ずお申込みください。(旧基礎課程修了のみでは、管理者に就任できません。)

なお、平成17年度末時点で必要な研修を受講の上、引き続き、同一事業所の管理者である場合は、本研修の受講は必要ありません。

(3) 旧基礎課程又は実践者研修修了証書の写しについて

研修修了時から改姓している場合は、運転免許証の裏側や戸籍抄本のコピーなど、改姓前の名字がわかる書類を添付してください。

実践者研修が修了見込みでも申込みは可能ですが、研修開始日までに実践者研修の自施設実習評価まで含めた全日程を終えて、修了証書が発行されている必要があります。